

お子さまの新たな学生生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください



専修大学松戸中学校 生徒総合補償制度



熱中症も補償します

(団体総合生活保険)

「ケガだけでなく、万が一お子さまが
思いがけない事故やトラブルに巻き込まれた時の備えも十分ですか？」



自転車条例に対応



SNSでの誹謗中傷



不審者・ストーカー

個人賠償責任

お子さまが自転車で他人にケガをさせたり、友だちの物を壊してしまったり、法律上の損害賠償責任を負った場合に無制限で補償します。また、学校から借りたタブレット端末・ノート型パソコン等の破損も補償します。

弁護士費用等 (人格権侵害等)

ケガをさせられたり、SNSで誹謗中傷をされた時など、弁護士等への相談費用などを最大300万円まで補償します。

トラブル対策費用

ストーカー被害やいじめなどのトラブルにあった時、防犯対策費用やカウンセリング費用などを最大20万円まで補償します。

保険期間：2026年4月1日午前0時～2029年4月1日午後4時

申込締切：2026年3月31日（火）

※締切日以降の加入も可能です。

●2026年4月1日以降にお申込みされる方は中途加入となり、web加入は手続日翌月1日から、払込取扱票加入は振込日翌日からの補償開始となります。

●2026年4月1日以降web加入される場合は、二次元コード・URLが異なりますのでご注意ください。

●退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。（返金できない場合もございます。）

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

団体割引適用

スマホ・PCから簡単にお申込み

加入申込みはWebで

簡単 約 5 分

二次元コードから
詳細をご確認ください

①3月31日まで



②4月1日以降



URL：

①3月31日まで <http://ezoo.jp/ds2/A011350000012604>

②4月1日以降 <http://ezoo.jp/ds5/A0113500000126042509>

5%

補償概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

生徒総合補償制度では、お子さまのリスクを幅広くカバーする魅力的な補償を取り揃え

お子さまの他人への 損害を補償

他人への傷害や物の破損の
際の損害賠償費用を補償！

※詳細はp.4「保険の対象となる方
(被保険者)」をご確認ください。



個人賠償責任

- 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

- ・国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、**示談交渉**は原則として東京海上日動が行います。

お子さまのケガ または熱中症の補償

お子さまの入院・手術・
通院の補償や、
後遺障害が生じた場合に
保険金をお支払い！



入院・手術・通院



- ケガで入院*1・通院*2したり、手術*3を
受けたとき

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

*3 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波による場合も補償
- ・熱中症、細菌性食中毒も補償



死亡・後遺障害



- ケガで死亡したり後遺障害が生じたとき

・地震・噴火またはこれらによる津波に
よる場合も補償

・熱中症、細菌性食中毒も補償

扶養者さまの万が一のとき お子さまの教育費用を 補償

扶養者さまがケガや熱中症で
扶養できなくなった場合の
お子さまの教育費用を補償！



育英費用



- 扶養者さまがケガや熱中症で死亡されたり、重度後遺障害が生じたとき

※あらかじめ扶養者さまを指定していただきます。

※天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)は、扶養者と保険の対象となる方(お子様)の補償です。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波による場合も補償
- ・保険金額を全額一度にお支払い

お子さまの トラブルを補償

お子さまが事故や
トラブルに巻き込まれた
場合に補償！



弁護士費用等 (人格権侵害等)



- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したとき

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

*5 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。

- ・弁護士費用、法律相談費用を負担したときに
保険金をお支払い



トラブル対策費用



- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、防犯対策や転校、カウンセリング*5に要する費用を負担したとき

- ・防犯対策、転校、カウンセリングに要する費用を
負担したときに保険金をお支払い

- 重要事項説明書・補償の概要等にはご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
- 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、以下URL・右記二次元コードからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。
(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2026/>

- 重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



無料
付帯

【サービスのご案内】

- メディカルアシスト(緊急医療相談等)他

以下URL・右記二次元コードからのアクセス先に掲載しています。

URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2026/>



補償プラン（保険金額・保険料表）

5%の団体割引が適用され、保険料が割安です。

二次元コード
での
お申込み

2026年3月31日までに
お手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds2/
A011350000012604](http://ezoo.jp/ds2/A011350000012604)



2026年4月1日以降に
お手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds5/
A0113500000126042509](http://ezoo.jp/ds5/A0113500000126042509)



基本タイプ A 約1日 42 円(保険料)

保険料 2029年3月卒業予定者 保険期間：2026年4月1日午前0時～ 2029年4月1日午後4時（3年間）			45,660円 3年間分保険料一時払
保 険 金 額	個人賠償責任*1 （免責金額（自己負担額）：0円）		1事故 国内外:1億円
	こ ど も 傷 害 補 償 *3	入院保険金日額 (1日あたり)*2	3,000円
		通院保険金日額 (1日あたり)	2,000円
		死亡・後遺障害 保険金額	100万円
		育英費用保険金額	300万円
	弁護士費用等(人格権侵害等)		300万円
	トラブル対策費用		20万円

*1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払い対象外の手術があります。

*3 天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）が付帯されます。

※個人賠償責任の補償は家族型、それ以外の補償は本人型となります。

保険の対象となる方（被保険者）

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただけるのは、松戸中学校に在籍する生徒です（入学手続きを終えた方を含みます。）。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1、ご本人の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。また、ご本人*1以外の個人賠償責任の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 Web手続きサイトに「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。



原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【保険の対象となる方（被保険者）における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご加入方法

簡単5分で加入できるWeb加入となります。

具体的なお手続き要領につきましては、同封の「二次元コード（口座振替）でのお申込方法」をご参照ください。

この保険は学校法人専修大学松戸中学校を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人専修大学松戸中学校が有します。

≪保険金請求の連絡先≫ 事故受付センター
東京海上日動安心110番



0120-720-110

受付時間：24時間365日

（お問い合わせ先・事故時の連絡先）

【取扱代理店】

株式会社専大センチュリー

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル

フリーダイヤル 0120-50-4230（携帯の方：03-5215-1260）

受付時間：月～金 10:00～16:00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）公務第二部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラメール三番町10F

TEL：03-3515-4133（受付時間：月～金 9:00～17:00）